

令和7年度採用
尼崎市こども青少年局
会計年度任用職員(非常勤行政事務員)
募集案内

① 児童課・児童ホーム指導員

-

② こどもクラブ指導員

採用予定年月日 随時

[試験日] 随時募集を行っており、試験日については応募後に指定します。

[留意事項]

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 児童ホームとは、児童福祉法第6条の3第2項規定に基づく、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)のことであり、こどもクラブとは、放課後子ども教室推進事業のことを言う。
- (4) 受験資格で定めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

受付場所及び問い合わせ先

尼崎市こども青少年局 保育児童部 児童課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館2階

TEL (06)6489-6937

尼崎市ホームページアドレス <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

市報ID 検索番号:1040684

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年(4月1日～翌3月31日)以内(※1)と定められており、また、そのほか、地方公務員法の規定(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び(続けて)任用される場合があります。

※2 服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)や懲戒の規定などがあります。

2 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定 人 員	受験資格(年齢制限なし)
①児童課・児童ホーム指導員	20 人程度	1 放課後児童支援員認定資格を有する者 2 保育士資格を有する者 3 教員免許を有する者 4 高等学校を卒業し、2 年以上児童福祉事業(児童ホームなど)に従事した者 5 高等学校を卒業し、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業(こどもクラブなど)に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
②こどもクラブ指導員		6 大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術もしくは体育学を専攻し、卒業した者 7 社会福祉士資格を有する者 など (ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。)

※ 「①児童課・児童ホーム指導員」と「②こどもクラブ指導員」のいずれにおいても勤務可能であることが条件となります。

※ 1～7 の受験資格のいずれかが必要となります。

※ 上記 2～7 の受験資格で採用試験に合格し任用された方が、1年以内に兵庫県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講頂くことになりますので、ご承知おきください。

※ 資格については、採用日までに資格取得見込みの人を含みます。

※ 地方公務員法第16条(欠格条項)のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試 験

(1) 日 時 応募後に別途指定する日時

(2) 場 所 尼崎市役所(尼崎市東七松町1丁目23番1号)
Tel (06) 6489-6937

(3) 持 参 品 受験票、返信封筒(14×9cm～23.5×12cm)、110円切手

(4) 試験内容 面接試験

4 結果発表

採用面接後速やかに通知します。

5 受験手続、提出書類等

尼崎市児童課へ次の書類を直接持参してください。(郵送でも受付可能です。)

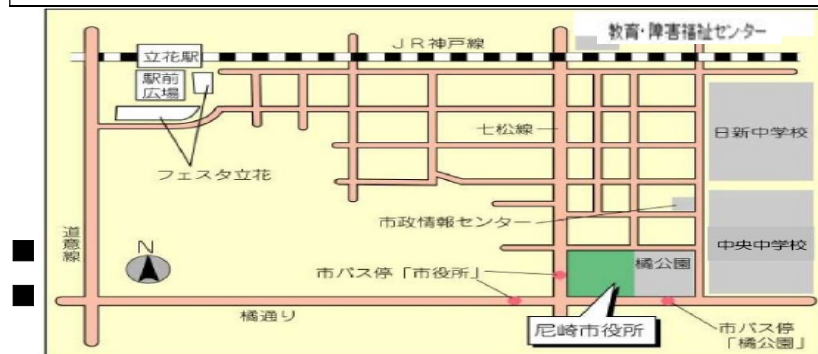
- (1) 受験申込書(募集案内の最終ページのもの。)
- (2) 履歴書(市販のものに必要事項を受験者本人が記入し、写真欄に、3か月以内に撮影された写真を貼って提出してください。)
- (3) 必要な免許証又は資格証の写し
(ただし、採用日までに資格取得見込みの人については、資格取得見込み証明書を提出のうえ、後日資格の写しの提出が必要です。)

6 勤務条件

- (1) 任期 採用の日～令和8年3月31日
- (2) 条件付採用期間
採用日から1か月間(勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり)。
- (3) 休暇等 年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり。
- (4) 共済組合、厚生年金及び雇用保険
適用あり
※ 適用条件に当てはまる場合は、強制的に加入となります。
(加入するかどうかを自ら選択することはできません。)
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償
労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり
- (6) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙
- (7) その他 勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程(要綱その他の定めを含む。)が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

<試験会場>

尼崎市役所本庁舎案内図(募集受付場所・試験会場)



① 児童課・児童ホーム指導員の業務内容等

1 児童課事務局

- (1) 勤務場所 尼崎市役所(尼崎市東七松町1丁目23番1号)

※ 必要に応じて、尼崎市内小学校に設置されている他の児童ホーム・こどもクラブへの配置換え及び応援勤務を行う場合があります。

- (2) 業務内容

- ア 児童ホームの運営補助
- イ こどもクラブの運営補助
- ウ 子ども会・母親クラブ等の補助
- エ その他児童課長が必要と認める業務

- (3) 勤務時間 1週30時間勤務

勤務時間(交代制)	休憩時間
午前9時～午後4時	勤務時間の中で1時間
午前10時～午後5時	
午前11時30分～午後6時30分	

- ・ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週30時間の勤務となります。
- ・ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日等に勤務させる場合があります。

- (4) 勤務を要しない日等

日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他指定する日
(土曜日勤務の週あり。土曜日勤務を行った週の翌週に勤務を要しない日を設ける等により勤務時間の調整を行います。)

2 児童ホーム指導員

- (1) 勤務場所 尼崎市内小学校(41校)に設置されている児童ホーム

※ 必要に応じて、他の児童ホーム・こどもクラブへの配置換え及び応援勤務を行う場合があります。

- (2) 業務内容

- ア 児童に対する指導(生活指導、学習指導、遊びの指導等)
- イ 児童ホーム行事の企画、実施
- ウ 児童課事務局との連絡調整
- エ その他児童ホーム運営上必要な業務

- (3) 勤務時間 1週30時間勤務(基本的な勤務時間)

	勤務時間	休憩時間
学校授業日(交代制)	正午～午後6時 午後1時～午後7時	休憩なし
長期休業期間等 (交代制)	午前8時15分～午後2時15分 午前11時30分～午後5時30分 午後1時～午後7時	休憩なし
土 曜 日	午前8時15分～午後5時15分	勤務時間の中で1時間

- ・ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週30時間の勤務となります。
- ・ 長期休業期間等とは、春夏冬休みや学校代休日です。
- ・ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日等に勤務させる場合があります。
- ・ 上記は令和7年度の基本的な勤務時間(予定)であり、変更となる場合があります。

- (4) 勤務を要しない日等

日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他指定する日

(土曜日勤務の週あり。土曜日勤務を行った週の翌週に勤務を要しない日を設ける等により勤務時間の調整を行います。)

3 給与等

- (1) 報酬月額（令和7年度の額）

183,900円～197,260円

※ 年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

- (2) 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関
又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

- (3) 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給(予定)

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動や、支給要件に該当しない場合があります。

② こどもクラブ指導員の業務内容等

- (1) 勤務場所 尼崎市内小学校(41校)に設置されているこどもクラブ

※ 必要に応じて、他の児童ホーム・こどもクラブへの配置換え及び応援勤務を行う場合があります。

- (2) 業務内容

- ア 児童に対する指導(遊びの指導等)
- イ こどもクラブ行事の企画、実施
- ウ 児童課事務局との連絡調整
- エ その他こどもクラブ運営上必要な業務

- (3) 勤務時間 1週25時間勤務(基本的な勤務時間)

	勤務時間	休憩時間
学校授業日	午後1時～午後5時	休憩なし
長期休業期間等・ 土 曜 日	午前9時～午後5時	勤務時間の中で1時間

- ・ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週25時間程度の勤務となります。
- ・ 長期休業期間等とは、春夏冬休みや学校代休日です。
- ・ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日等に勤務させる場合があります。
- ・ 上記は令和7年度の基本的な勤務時間(予定)であり、変更となる場合があります。

- (4) 勤務を要しない日等

日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他指定する日

(土曜日勤務の週あり。土曜日勤務を行った週の翌週に勤務を要しない日を設ける等により勤務時間の調整を行います。)

- (5) 給与等

- ア 報酬日額(令和7年度の額)

報酬日額(円)	
学校授業日 (4時間)	長期休業期間等・土曜日 (7時間)
5, 840円	10, 220円
}	}
6, 280円	10, 990円

※ 年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

- ウ 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給(予定)

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動や、支給要件に該当しない場合があります。

令和7年度採用 会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験
(① 児童課・児童ホーム指導員 ② こどもクラブ指導員)

受 験 申 込 書

氏 名 _____ (生年月日 昭和・平成 年 月 日)

住 所 〒 _____

電 話 (_____) _____

希望する職種

①及び②の職種で合格した場合の希望順位を記載してください。(必ず全ての順位を記載すること)

職 種	希望順位
①児童課・児童ホーム指導員	
②こどもクラブ指導員	

次の質問に答えてください。

あなたは、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しませんか。

いずれかを、○で囲んでください。

該当しない ・ 該当する

地方公務員法第16条に規定する欠格条項の内容は、募集案内をご覧ください。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

署 名 _____

以下、事務局使用欄（記入不用です。）

受験番号			
集合時間	時 分	面接時間	時 分